

(単位：円)

負担割合	要介護度	基本報酬	加算（1日あたり）					食費 (1日あたり)	居住費 (1日あたり)	1日合計 (月単位の 加算を除く)	加算（1月あたり）		加算	1ヶ月合計 (30日で計算)	
		ユニット型介護福祉施設サービス費	個別機能訓練加算(I)	看護体制加算I	看護体制加算II	夜勤職員配置加算(IV)口	日常生活継続支援加算(II)				科学的介護推進体制加算(II)	個別機能訓練加算(II)	介護職員等処遇改善加算(30日計算)		
1割負担	第1段階	要介護1	670							1,941			3,206	61,506	
		要介護2	740							2,011			3,500	63,900	
		要介護3	815	12	4	8	21	46	300	880	2,086	50	20	3,815	66,465
		要介護4	886								2,157			4,113	68,893
		要介護5	955								2,226			4,403	71,253
	第2段階	要介護1	670								2,031			3,206	64,206
		要介護2	740								2,101			3,500	66,600
		要介護3	815	12	4	8	21	46	390	880	2,176	50	20	3,815	69,165
		要介護4	886								2,247			4,113	71,593
		要介護5	955								2,316			4,403	73,953
	第3段階①	要介護1	670								2,781			3,206	86,706
		要介護2	740								2,851			3,500	89,100
		要介護3	815	12	4	8	21	46	650	1,370	2,926	50	20	3,815	91,665
		要介護4	886								2,997			4,113	94,093
		要介護5	955								3,066			4,403	96,453
	第3段階②	要介護1	670								3,491			3,206	108,006
		要介護2	740								3,561			3,500	110,400
		要介護3	815	12	4	8	21	46	1,360	1,370	3,636	50	20	3,815	112,965
		要介護4	886								3,707			4,113	115,393
		要介護5	955								3,776			4,403	117,753
	標準額	要介護1	670								4,427			3,206	136,086
		要介護2	740								4,497			3,500	138,480
		要介護3	815	12	4	8	21	46	1,600	2,066	4,572	50	20	3,815	141,045
		要介護4	886								4,643			4,113	143,473
		要介護5	955								4,712			4,403	145,833
2割負担	要介護1	1,340								5,188			6,412	162,192	
	要介護2	1,480								5,328			7,000	166,980	
	要介護3	1,630	24	8	16	42	92	1,600	2,066	5,478	100	40	7,630	172,110	
	要介護4	1,772								5,620			8,226	176,966	
	要介護5	1,910								5,758			8,806	181,686	
3割負担	要介護1	2,010								5,949			9,618	188,298	
	要介護2	2,220								6,159			10,500	195,480	
	要介護3	2,445	36	12	24	63	138	1,600	2,066	6,384	150	60	11,445	203,175	
	要介護4	2,658								6,597			12,340	210,460	
	要介護5	2,865								6,804			13,209	217,539	

【加算の説明】

加算名	単位	概要
個別機能訓練加算Ⅰ	12/日	機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づいて機能訓練を実施した場合
看護体制加算Ⅰ	4/日	常勤の看護師を1名以上配置した場合
看護体制加算Ⅱ	8/日	基準を上回る看護職員を配置し、24時間連絡が取れる体制を確保した場合
夜勤職員配置加算Ⅳ	21/日	基準を上回る夜勤職員と、喀痰吸引等が実施できる職員を配置した場合
日常生活継続支援加算Ⅱ	46/日	認知症の高齢者等が一定割合以上入居し、かつ介護福祉士の資格を有する職員を一定割合以上配置した場合
科学的介護推進体制加算	50/月	入居者ごとの心身の状況等の基本的情報を厚生労働者に提供し、フィードバックをもとにケアの質を高めていく取り組みを行った場合
個別機能訓練加算Ⅱ	20/月	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックをもとにケアの質を高めていく取り組みを行った場合
初期加算	30/日	入所した日から起算して30日以内の期間
安全対策体制加算	20/回	組織的に安全対策を実施する体制を整えている場合（入所初日に限る）
口腔機能向上加算Ⅱ	110/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアを月2回以上行った場合。
療養食加算	6/食	医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合
外泊時費用	246/日	病院に入院した場合、または居宅への外泊の場合（月に6日まで）
再入所時栄養連携加算	200/回	施設の管理栄養士が入院先医療機関の管理栄養士と連携して、栄養管理に関する調整を行った場合
退所時相談援助加算	400/回	退所後の居宅サービス利用時に、文書で情報提供した場合。
看取り介護加算	医師が終末期であると判断した利用者について、看取り介護を行った場合	
	72/日	死亡日以前 31日以上、45日以内
	144/日	死亡日以前 4日以上、30日以内
	780/日	死亡日の前日及び前々日
配置医師緊急時対応加算	配置医師が施設を訪問して診察を実施した場合	
	650/回	早朝 6:00～8:00
	650/回	夜間 18:00～22:00
	1300/回	深夜 22:00～6:00
	325/回	配置医師の通常の勤務時間外の場合（早朝、夜間及び深夜を除く）

【その他の費用】

費用名	金額	概要
医療費	実費	嘱託医及び外部医療機関の診療、薬等に要した費用
理美容費	実費	外部業者が定める金額
日用品費	実費	ティッシュ、歯ブラシ等の日用品の費用
代理購入サービス	実費	購入依頼のあった物品を購入するのに要した費用（移動販売を含む）
サークル活動費	実費	サークル活動における材料費
通信費	実費	切手等
移送費	実費	病院受診時の駐車場料金、有料道路料金等
サークル活動費	実費	サークル活動における材料費

- 標準型車いすは施設で用意していますが、特殊な車いすが必要となった場合は用意をお願いする場合があります。
- 入院または外泊中においても、居住費のご負担をいただきます。なお、7日目以降の居住費負担額は標準額となります。
- 介護報酬改定及び人員配置等による体制の変更により、利用料金に変更となる場合があります。

【食費及び居住費の負担限度額】

食費と居住費については、本人による負担が原則ですが、低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により食費と居住費の一計額以上は保険給付されます。所得に応じた限度額までを支払い、残りの基準費用との差額は介護保険から給付されます。

利用者負担段階	対象となる方	
第1段階	所得等の要件	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金・生活保護の受給者
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が1,000万円以下であること（夫婦は2,000万円以下）
第2段階	所得等の要件	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、年金収入等の合計が80万円以下の方
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が650万円以下であること（夫婦は1,650万円以下）
第3段階①	所得等の要件	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、年金収入等の合計が80万円超120万円以下の方
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が550万円以下であること（夫婦は1,550万円以下）
第3段階②	所得等の要件	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、年金収入等の合計が120万円超の方
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が500万円以下であること（夫婦は1,500万円以下）
第4段階（標準額）	上記に該当しない方（負担限度額認定証をお持ちでない方）	

【高額介護サービス費の負担限度額】

同じ月に利用したサービスの、利用者負担（サービス費用の1割または2割、3割）の合計額（同じ世帯に複数の要介護（支援）者がいる場合は、世帯の合計額）が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分の金額が高額介護サービス費として支給されます。

利用者負担段階区分	負担の上限額（月額）
年収 約1,160万円以上	140,100円（世帯）
年収 約700万円以上、約1,160万円未満	93,000円（世帯）
年収 約383万円以上、約770万円未満	44,000円（世帯）
一般世帯	44,000円（世帯）
世帯の全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
前年の公的年金等収入額＋その他の合計所得金額の合計が80万円以下 老齢福祉年金の受給者	24,600円（世帯）
	15,000円（個人）
生活保護の受給者 利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	15,000円（世帯）